

「金利スワップ保険特約」の創設

独立行政法人 日本貿易保険

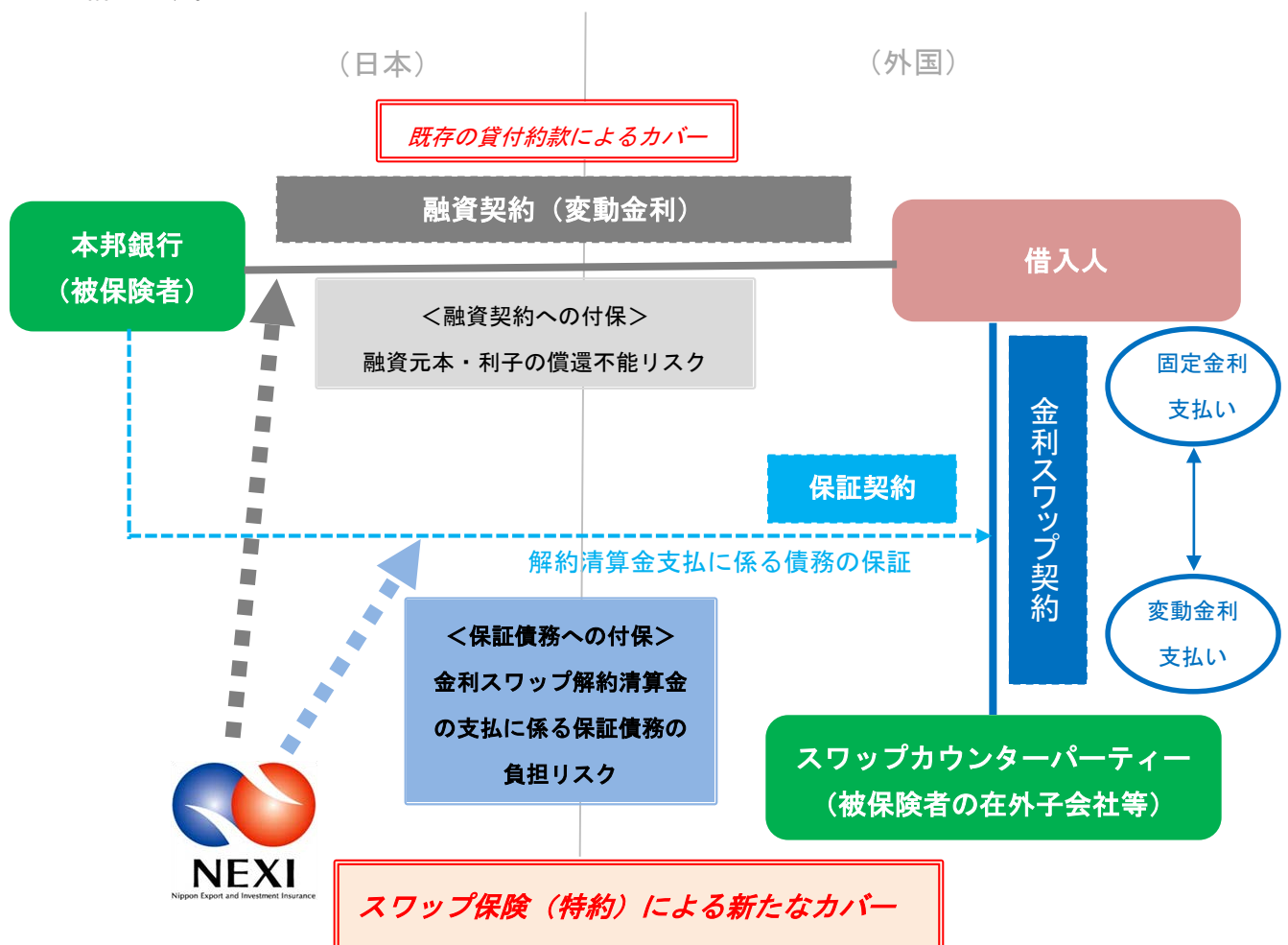
2016年9月26日

1. 目的・経緯

2015年11月の「質の高いインフラパートナーシップ（PQI）のフォローアップ」において発表された施策として、変動金利で融資を受ける事業者が金利を固定化するためのスワップアレンジを行う場合の契約不履行リスクを一定範囲で保険の対象とする制度を創設するものです。

2. 付保対象となるスキーム

貿易保険が付保されている融資契約に係る金利について、借入人の金利負担を固定化するための金利スワップ取引がアレンジされている場合において、同スワップ取引の期限前終了により生ずる借入人の解約清算金支払債務について本邦銀行が行う保証債務の負担を、新たに貿易保険にててん補します。



3. 商品概要

(1) 適用保険種

貿易代金貸付（保証債務）保険約款又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款に、金利スワップ保険に係る非定型特約を付して引受を行います。

(2) てん補リスク

融資契約において借入人の債務不履行が発生し、金利スワップ取引もそれにより期限前終了することとなった場合において、借入人による解約清算金の不払が発生し、かつ当該支払債務について保証者たる本邦銀行が負担した場合における損失をてん補します。

(3) 保険価額

保証契約において定める被保険者（本邦銀行）の保証金額を保険価額とします。

(4) 付保率

以下のとおりとします。

適用保険種	非常危険	信用危険
貿易代金貸付保険	原則 100%	95%
海外事業資金貸付保険	原則 100%	90%

(5) 保険責任期間

① 保険責任の開始日

「保険契約締結日と保証責任開始日のいずれか遅い日」とします。

② 保険責任の終了日

「保証責任終了日（保証契約上明確でない場合は、対象金利スワップ取引に係る最も遅い支払日の3月後の日）」とします。

(6) 保険料

① 適用料率

通常の貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険の料率が適用されます。

② 信用格付（案件格付／債務者格付）

信用格付は、同一プロジェクト※に係る融資契約への付保にあたり適用される信用格付と同一とします。

③ 保険料計算期間

保険責任期間と同一とします。

4. ご利用の要件

(1) 対象案件

前述2. のお取引スキームが前提となります。

※本保険は、特定の融資契約に紐づく金利スワップ取引に係る解約清算金の不払部分をてん補するものであり、基本的にはプロジェクトファイナンス案件を想定しています。

(2) 契約の当事者

① 保証債務の負担者（＝被保険者）

原則として、同一案件に係る融資契約におけるシニアレンダーであり、NEXI との間で当該融資契約における貸付について保険契約を締結する者とします。

② スワップカウンターパーティー

融資債権との一体回収を想定し、被保険者であるシニアレンダーの子会社など、被保険者（シニアレンダー）によるコントロールが可能な先とします。

※被保険者（シニアレンダー）の子会社には該当しない場合については、ご相談ください。

(3) 契約内容

① 保証契約

保証契約等において保証の付従性及び随伴性が確認できること並びに保証債務を負担する者が保証債務を履行したときは、求償権を取得することが保証契約等において明確になっている必要があります。

② 金利スワップ契約

ISDA マスターアグリーメントの 2002 年版又は 1992 年版に基づくお取引を対象とします。

以上